

第3次印西市自転車安全

総合推進計画



いんざい君©2011 Inzai City

印 西 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の策定と目的	1
2 対象区域・計画期間	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の推進体制	2

第2章 自転車利用の現状及び環境

1 自転車の保有台数及び交通手段としての分担率	2
2 自転車駐車場の設置状況	3
3 有料自転車駐車場の利用状況	4
4 放置自転車の状況	5
5 自転車歩行者専用道路等の状況	6
6 自転車の安全・安心利用に関するアンケート結果	7

第3章 交通事故の発生状況

1 千葉県での交通事故の推移	11
2 印西市での交通事故の推移	12
3 印西市での交通事故の現状	13

第4章 第2次印西市自転車安全総合推進計画における取組の効果検証及び指標の設定

1 第2次印西市自転車安全総合推進計画における取組の効果検証	15
2 指標の設定	16

第5章 自転車安全・安心利用の促進に関する施策

1 自転車安全利用教育の推進	18
2 交通ルール・マナーの向上及び自転車の整備・点検の啓発	19
3 自転車保険への加入促進	20
4 自転車乗車用ヘルメットの着用促進	22
5 悪質危険な自転車運転者に対する交通指導に向けた警察との連携の強化	23
6 自転車走行環境の向上	23
7 放置自転車対策	23

資料1 印西市自転車の安全・安心利用に関する条例

資料2 印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の策定と目的

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年代の多くの人が、買い物や通勤、通学等、多様な用途で利用する身近な交通手段となっています。また、健康づくりや災害時における交通手段、環境にやさしいなど様々なメリットがあります。

しかしながら、自転車の利用が増加するなかで、自転車は車両であるという意識が利用者に薄いこと、また自転車の基本的な交通ルールが利用者に徹底されていないことなどもあり、交通ルールの無視やマナーの低下、自転車側の過失による交通事故やトラブルの増加が、近年、社会問題にもなっています。

印西市では、印西市自転車の安全・安心利用に関する条例に基づき、「第2次（令和元年度から令和5年度）印西市自転車安全総合推進計画」を策定し、自転車安全教育、自転車の交通ルールについての広報啓発、自転車保険への加入、ヘルメットの着用の促進等について取り組んできました。

「第3次印西市自転車安全総合推進計画」では、前計画の検証を踏まえ、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するとともに、引き続き自転車の交通安全確保に寄与することを目的に取り組んでまいります。

2 対象区域・計画期間

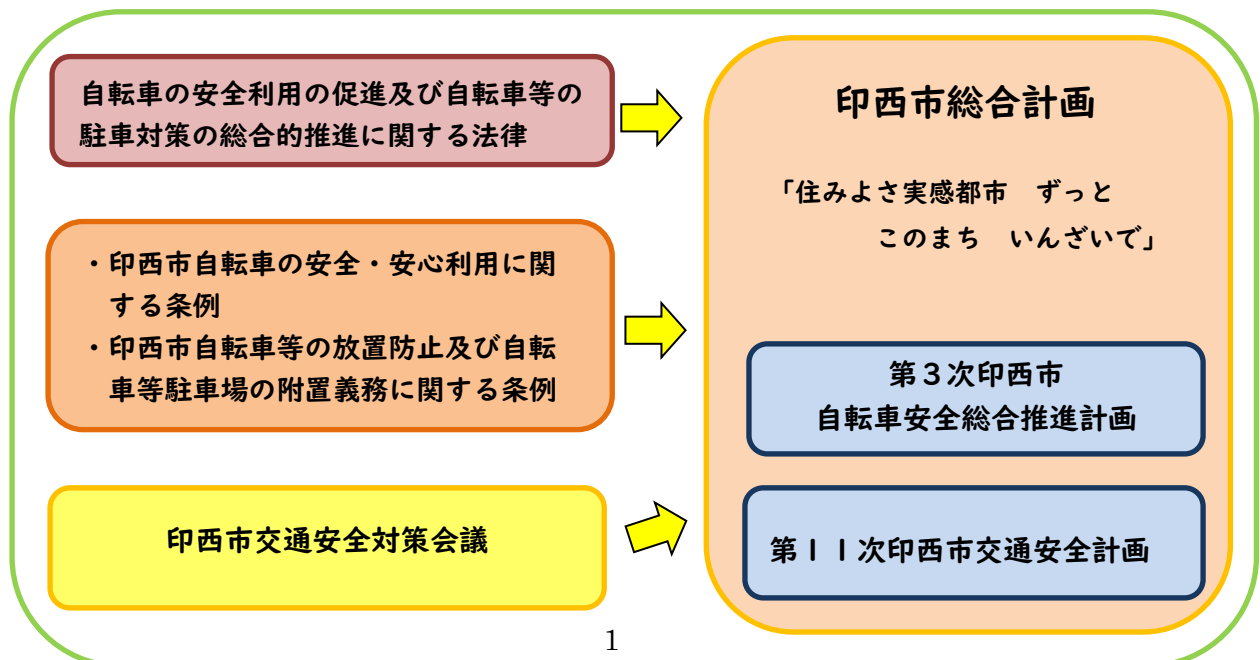
(1) 対象区域 市内全域とします。

(2) 計画期間 令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、印西市自転車の安全・安心利用に関する条例第14条に規定される計画であるとともに、市の最上位計画である「印西市総合計画」との整合を図り、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画です。

また、自転車等（自転車及び原動機付自転車）の放置防止等について定めた印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例を踏まえ本計画を策定します。



4 計画の推進体制

本計画における自転車安全・安心利用の促進に関する施策の実施に際しては、市や警察をはじめ、関係機関、事業者等（以下、「関係機関等」という。）が連携協力して事業を展開していきます。

また、計画目標達成のため印西市交通安全対策会議において進捗状況の報告を行い、進行管理を図っていきます。

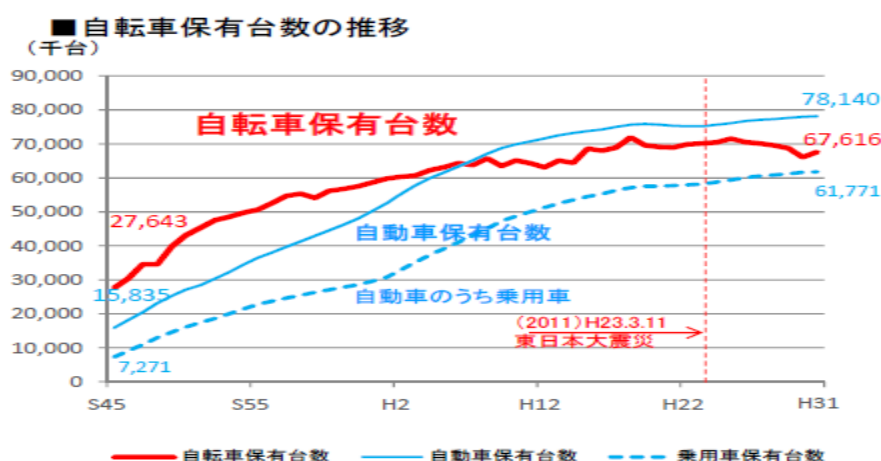
第2章 自転車利用の現状及び環境

1 自転車の保有台数及び交通手段としての分担率

国内の自転車の保有台数は年々増加してはきましたが、平成12年代に入ってから横ばいで推移し、平成31年の国内の保有台数は約67,616千台となっています。

また、自転車は、自動車、徒歩、鉄道に次いで4番目の交通手段となっており、全国の自転車関連の交通手段分担率は全体の約13%となっています。

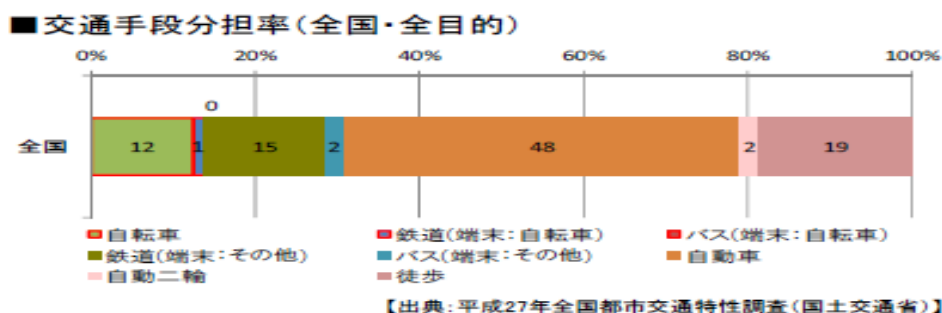
図1：自転車の保有台数



※自転車保有台数は標本調査による推計値。自動車保有台数は二輪車を除く、各年3月の登録台数。

【出典：自転車（S45～H20）（社）自転車協会
 （H21～H25）（財）自転車産業振興協会
 （H26～H29）自転車保有台数推計報告書（財）自転車産業振興協会
 自動車：（財）自動車検査登録情報協会】

図2：交通手段分担率（全国・全目的）



※出発地から到着地まで、それぞれの交通手段がどれくらい利用されているかを示す割合。

3 有料自転車駐車場の利用状況

過去5年間の有料自転車駐車場の定期使用契約台数の推移を見ると、令和2年度から令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止等により契約台数が一部減少していますが、令和4年度は、全ての自転車駐車場で増加しています。

表2：有料自転車駐車場 定期使用契約台数（単位：台）及び令和4年度の契約率

自転車駐車場名	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 4年度 契約率 (%)
木下駅北口自転車駐車場	153	161	141	134	135	21.3
小林駅南口自転車駐車場	220	208	173	179	194	34.5
千葉NT中央駅北口自転車駐車場	2,140	2,168	1,941	1,908	1,952	67.4
千葉NT中央駅南口自転車駐車場	1,310	1,258	1,099	1,069	1,076	69.2
印西牧の原駅北口自転車駐車場	1,191	1,294	1,167	1,175	1,256	74.2
印西牧の原駅南口自転車駐車場	771	894	875	872	884	53.3
合計	5,785	5,983	5,396	5,337	5,497	61.1

過去5年間の有料自転車駐車場の一時使用台数の推移を見ると、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等により、使用台数が減少していますが、令和3年度から令和4年度にかけては、全ての自転車駐車場で増加しています。

表3：有料自転車駐車場 一時使用台数（単位：台）

自転車駐車場名	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
木下駅北口自転車駐車場	2,954	2,612	1,925	2,399	3,014
小林駅南口自転車駐車場	2,235	1,971	2,004	2,376	3,335
千葉NT中央駅北口自転車駐車場	37,141	38,621	27,988	34,422	38,702
千葉NT中央駅南口自転車駐車場	19,918	19,664	13,466	16,874	20,507
印西牧の原駅北口自転車駐車場	11,049	10,562	8,390	12,379	16,203
印西牧の原駅南口自転車駐車場	4,489	6,224	5,955	6,909	10,054
合計	77,786	79,654	59,728	75,359	91,815

4 放置自転車の状況

放置自転車について、平成30年度から令和4年度に撤去された放置自転車の推移を見ると、全体的に減少傾向にあり、特に千葉ニュータウン中央駅周辺は、大幅に減少しました。また、全体の約40%は、その他（放置禁止区域外）で撤去されたものでした。

表4：撤去された市内の放置自転車数（単位：台）

撤去場所	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	合計	撤去率 (%)
千葉ニュータウン中央駅周辺	49	42	16	10	17	134	36.2
印西牧の原駅周辺	12	14	2	6	6	40	10.8
木下駅周辺	0	0	0	0	0	0	0
小林駅周辺	0	8	11	14	10	43	11.6
印旛日本医大駅周辺	0	3	1	2	0	6	1.6
その他	44	22	28	23	30	147	39.8
合計	105	89	58	55	63	370	100.0

《放置について》

自転車等が駐車を認められた場所以外の駅前広場等に置かれ、かつ、自転車等の利用者等が、当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

（印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例第2条第5号）

《放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置》

市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域から自転車等駐車場その他放置禁止区域外の適切な場所に移動するよう命ずることができる。

市長は、自転車等の利用者等が前項の規定による措置にもかかわらず、該当自転車等が規則で定める時間を超えて放置されているときは、当該自転車等を撤去し、あらかじめ定められた場所（以下「保管場所」という。）に保管することができる。

（印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例第12条）

《放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置》

市長は、放置禁止区域外の駅前広場等において自転車等が放置されていることにより、歩行者等の通行障害が生じていると認められるとき、災害時における緊急活動を妨げるおそれがあると認められるとき、当該自転車等の利用者に対し当該場所に自転車等を放置しないよう警告することができる。

市長は、前項の規定による措置を行ったにもかかわらず、当該場所において規則で定める期間を超えて、なお移動されることなく放置されている自転車等については、当該自転車等を撤去し、保管場所に保管することができる。

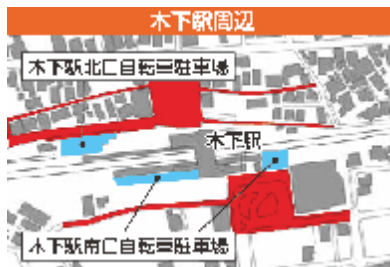
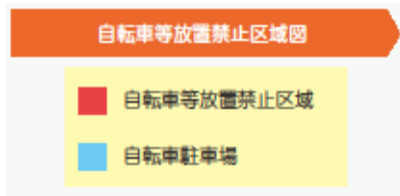
（印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例第13条）



撤去された自転車の様子



自転車等放置禁止区域に
路面シートを貼付しています



5 自転車歩行者専用道路等の状況

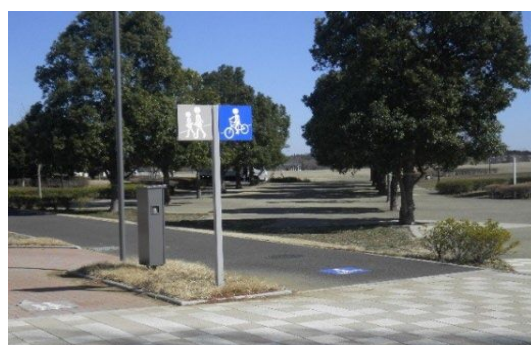
市内の自転車の通行可能な歩道と自転車歩行者専用道路の総延長は、約5.2kmあり、この内、印旛沼周辺の県道406号八千代印旛栄自転車道線と、利根川沿いの県道409号佐原我孫子自転車道線の市内の総延長は約1.3kmあります。

さらに、千葉ニュータウン中央地区を中心に、自転車歩行者専用道路が約3.3kmに渡り整備されており、印西牧の原地区においては、グリーンネットワークと呼ばれる車道と分離された自転車と歩行者の通行空間（総延長2.2km）が整備されています。

その他にも自転車利用者の多いイオンモール千葉ニュータウン店南側の道路（市道37-007号線）や木下駅南側の道路（市道00-008号線）には、自転車の車道走行を促すため、約1.5kmの自転車ナビライン（自転車走行指導帯）を設置、千葉ニュータウン中央南地区には、ニュータウン大橋の歩道に歩行者優先部分の色分けがなされる等、歩行者と自転車が安全に通行できるような対策が講じられています。



自転車歩行者道路（印旛沼周辺吉高地先）



グリーンネットワーク（牧の原公園周辺）



自転車走行指導帯
（木下駅南側）



歩行者優先部分の色分け
（ニュータウン大橋）

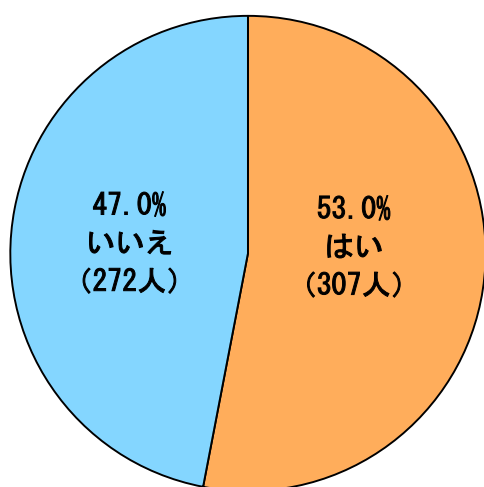
6 自転車の安全・安心利用に関するアンケート結果

市では、自転車の安全な利用の促進に関する施策の資料とするため、アンケートを実施したところ、下記のような結果となりました。

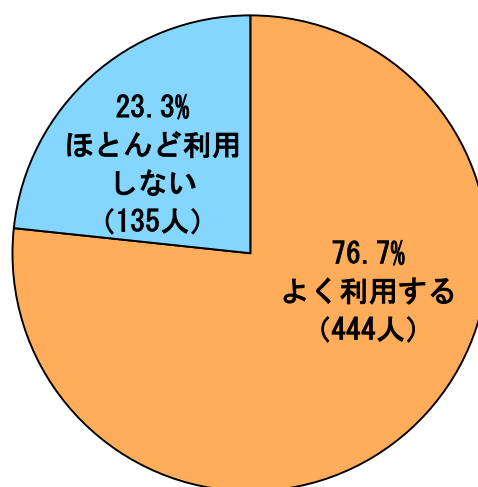
《自転車の安全・安心利用に関するアンケート》

1. 調査対象 市内の12歳以上18歳以下の方（579名）
2. 調査期間 令和5年1月11日～1月31日
3. 回収率 100%

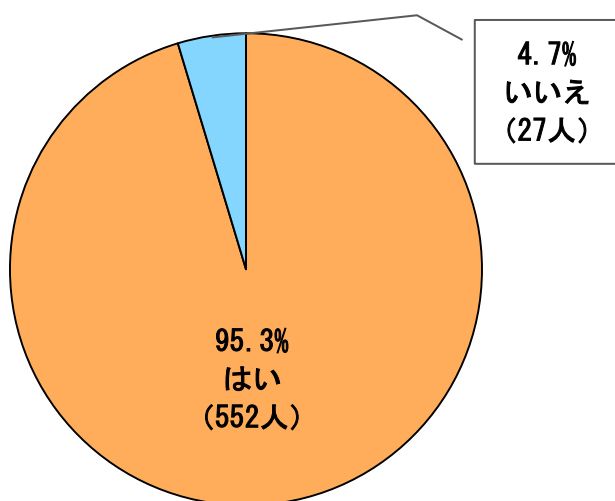
Q1. あなたは、自転車保険等への加入の促進、自転車乗車時のヘルメットの着用等について定めた、印西市自転車の安全・安心利用に関する条例を知っていますか？



Q2. あなたは、日ごろから自転車を利用していますか？

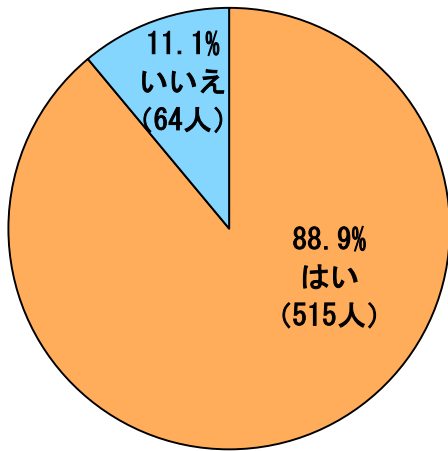


Q3. あなたは、自転車が車両であり、車道を走行しなければならないことを知っていますか？

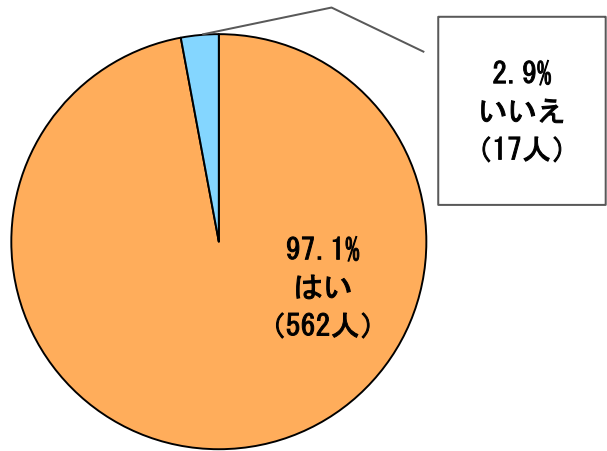


Q4. あなたは、「自転車を運転する時のルール」
を守っていますか？（複数回答可）

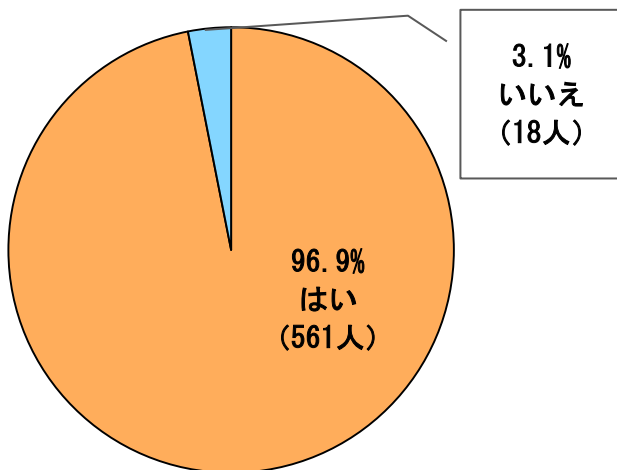
・車道の左側を走る



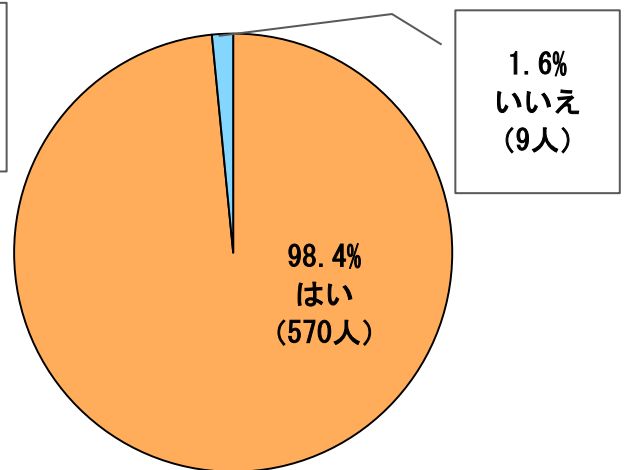
・歩いている人を優先する



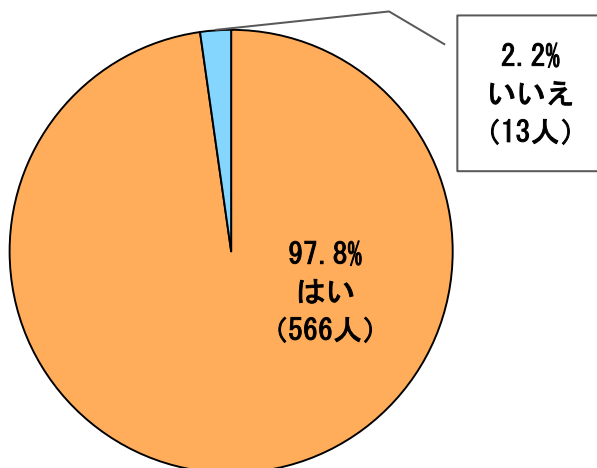
・ながら運転（スマホ利用、傘さし等）はしない



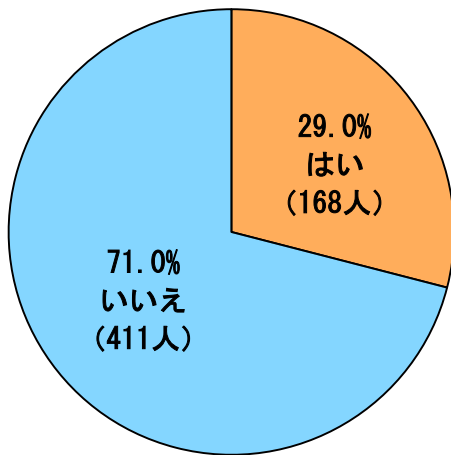
・交差点では安全運転をする



・夕方からライトを点灯する



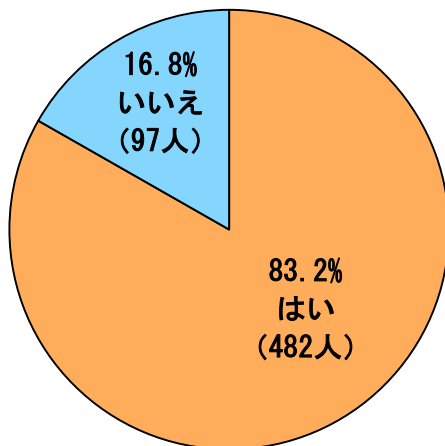
Q5. あなたは、普段自転車を運転するときに、ヘルメットを着用していますか？



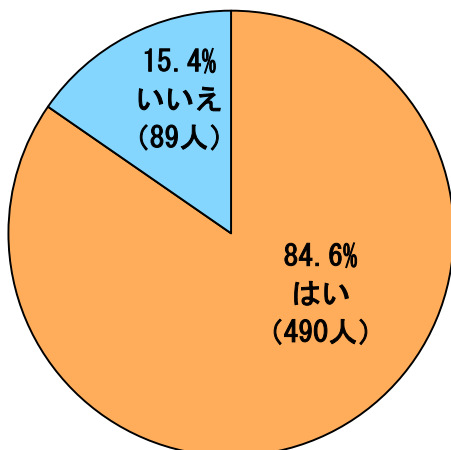
《いいえと回答した理由》

- ・ヘルメットを持っていない。
- ・重い、面倒くさい。
- ・ヘルメットを着けたくない。
- ・周りに着けている人がいない。
- ・着用義務がない。
- ・ダサいから。
- ・危険な運転をしていないから。
- ・自転車にあまり乗らないから。
- ・運転に自信があるから。
- ・髪型が崩れるから。
- ・高価だから。

Q6. あなたは、自転車同士や自転車と歩行者の事故で加害者側に高額な賠償金の支払い命令が出された事例があることを知っていますか？



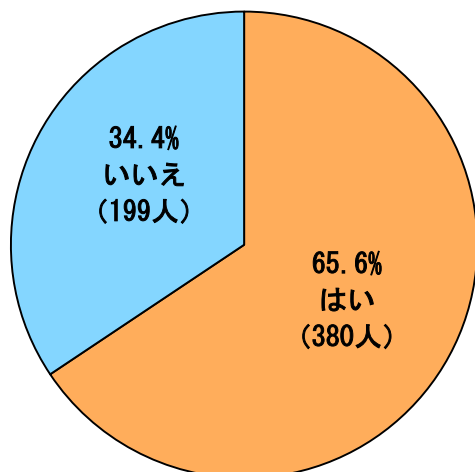
Q7. 印西市では、令和4年7月1日から自転車保険の加入が義務となりましたが、自転車保険に加入していますか？



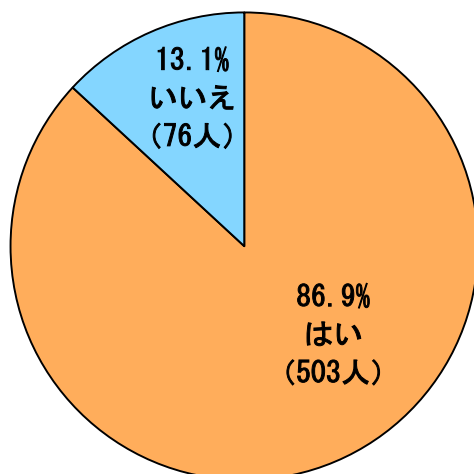
《いいえと回答した理由》

- ・存在を知らない。
- ・いつ加入するのかわからない。
- ・自転車にあまり乗らないから。
- ・自転車を持っていないから。
- ・お金がかかるから。
- ・加入手続きが面倒くさい。

Q8. あなたは、印西市内の駅前広場等に
自転車を放置してはならない自転車等放置
禁止区域があることを知っていますか？



Q9. あなたは、自転車の盗難等に備えて、
防犯登録を行っていますか？



《いいえと回答した理由》

- ・存在を知らない。
- ・登録しているかどうかわからない。
- ・自転車にあまり乗らないから。
- ・自転車を持っていないから。
- ・お金がかかるから。
- ・加入手続きが面倒くさい。
- ・登録の仕方がわからない。

【アンケート結果について】

- ・市の条例や自転車の放置禁止区域に関する質問では、条例は約53%、放置禁止区域は約66%の方が、知っていると回答しています。
- ・「自転車を乗る時のルールを守っていますか？」という質問では、車道の左側を走ることに、全体の約89%が守っていると回答していますが、他の項目と比べて低い値となっています。
- ・ヘルメットの着用に関する質問では、約71%の方が「着用しない」と回答しており、その理由として、「ヘルメットを持っていないから」、「周りに着けている人がいないから」、「着用義務がない」等となっています。
- ・保険の加入や防犯登録に関する質問では、約85%の方が自転車保険に加入しており、約87%の方が防犯登録を行っているという回答しています。

このような結果を踏まえ、今後、自転車の交通ルールの遵守と自身の安全確保、特にヘルメットの着用促進については、自転車利用者の意識向上に向け、街頭啓発や交通安全教室等において、施策を講じていく必要があります。

第3章 交通事故の発生状況

1 千葉県内の交通事故の推移

千葉県の交通事故発生件数及び負傷者数を見ると、平成30年以降は減少傾向にあり令和3年には前年より増加したものの、令和4年には、発生件数13,223件（前年比311件の減）、負傷者数15,839人（前年比268人の減）と減少しています。

死者数についても年々減少し続けておりましたが、令和4年には前年より3人増加し、124人となりました。

表5：千葉県の交通事故発生状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	合計
千葉県	発生件数（件） （前年比）	17,374	16,476 （△898）	12,873 （△3,603）	13,534 （△661）	13,223 （△311）	73,480
	死者数（人） （前年比）	186	172 （△14）	128 （△44）	121 （△7）	124 （3）	731
	負傷者数（人） （前年比）	21,160	19,904 （△1,256）	15,415 （△4,489）	16,107 （692）	15,839 （△268）	88,445

出典：交通事故統計資料集

図3：千葉県の交通事故発生件数、負傷者数

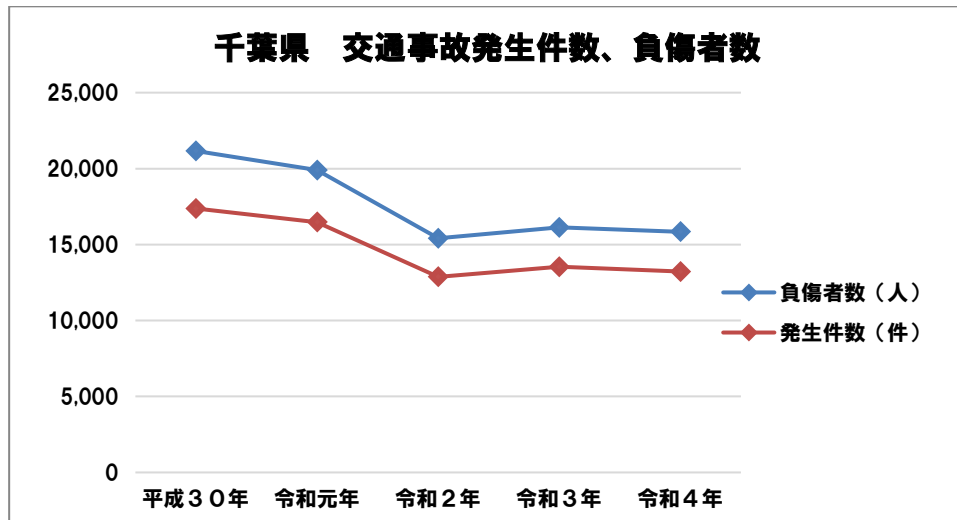
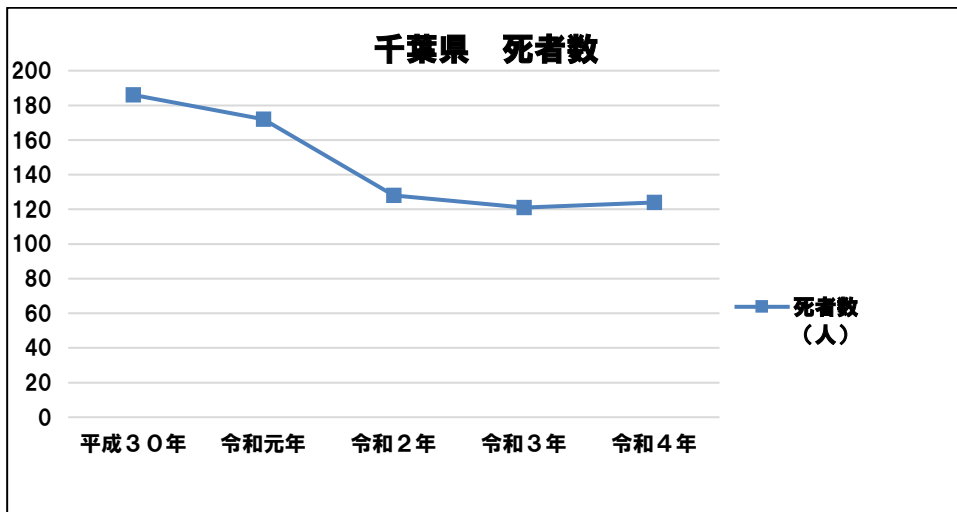


図4：千葉県の交通事故死者数



2 印西市の交通事故の推移

印西市の交通事故発生件数及び負傷者数を見ると、平成30年以降は減少傾向にあるものの令和4年は増加しています。

死者数については、増減を繰り返しており、令和3年には前年より増加したものの令和4年には、1人（前年比2人の減）と減少しました。

表6：印西市の交通事故発生状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	合計
印 西 市	発生件数（件） （前年比）	251	208 (△43)	170 (△38)	174 (4)	218 (44)	1,021
	死者数（人） （前年比）	6	4 (△2)	1 (△3)	3 (2)	1 (△2)	15
	負傷者数（人） （前年比）	293	246 (△47)	226 (△20)	218 (△8)	273 (55)	1,256

図5：印西市の交通事故発生件数、負傷者数

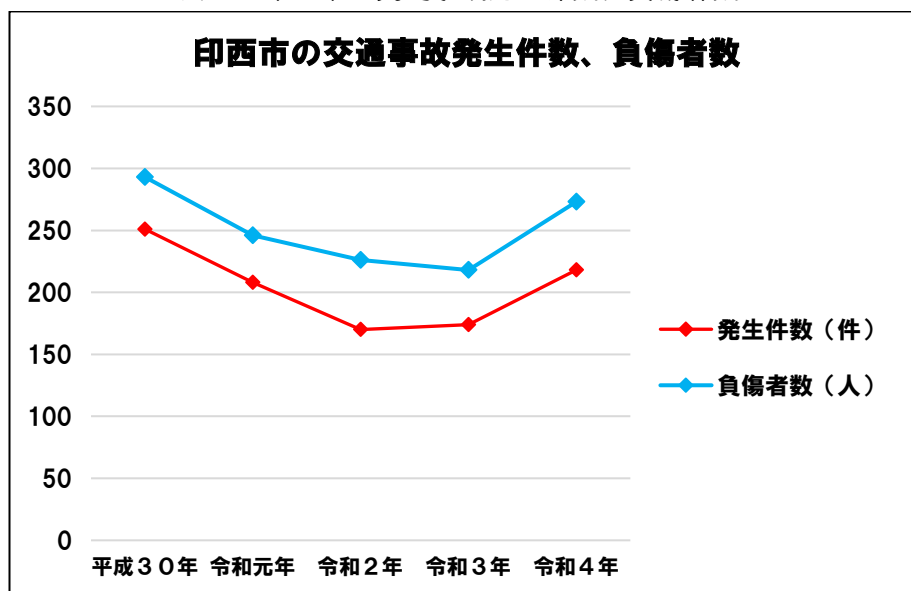
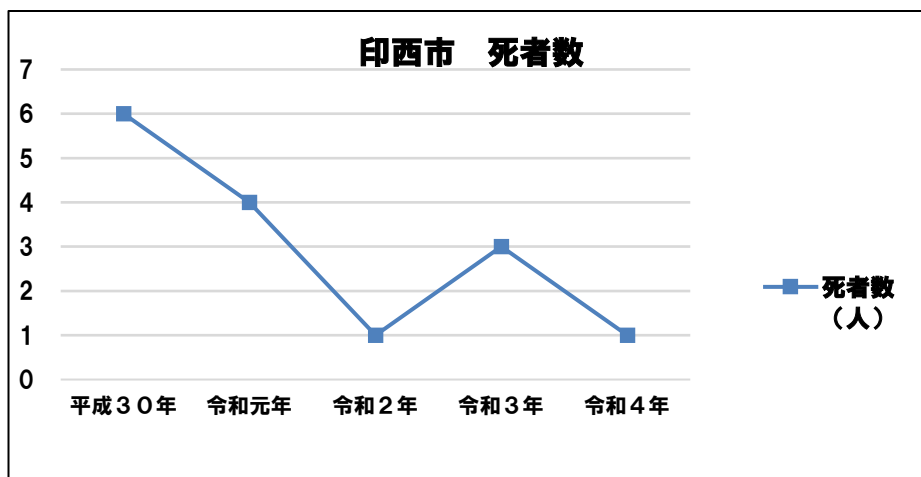


図6：印西市の交通事故死者数



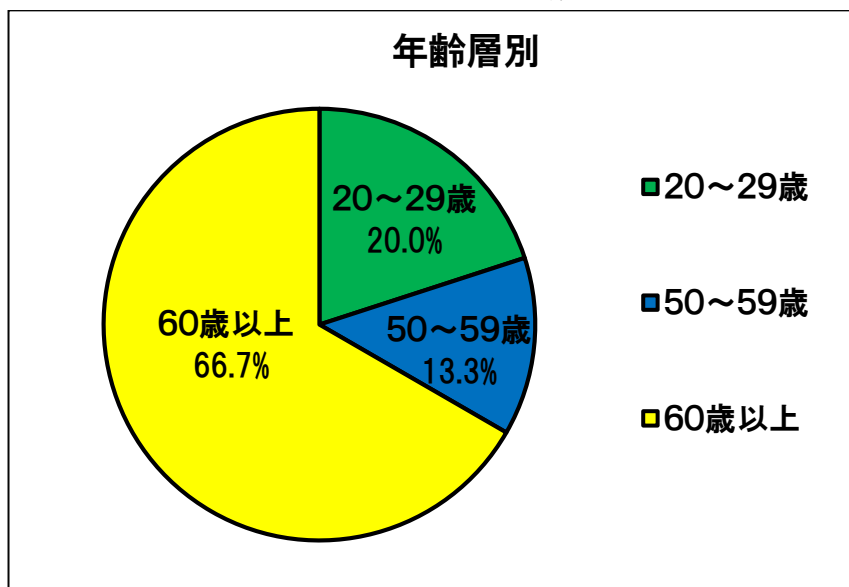
3 印西市の交通事故の現状

(1) 交通死亡事故の特徴（平成30年～令和4年）

ア. 年齢層別発生状況

年齢層別発生状況を見ると、60歳以上が全体の67%を占めており、高齢者の死亡事故が多く発生しています。

図7：印西市の交通死亡事故 年齢層別発生状況

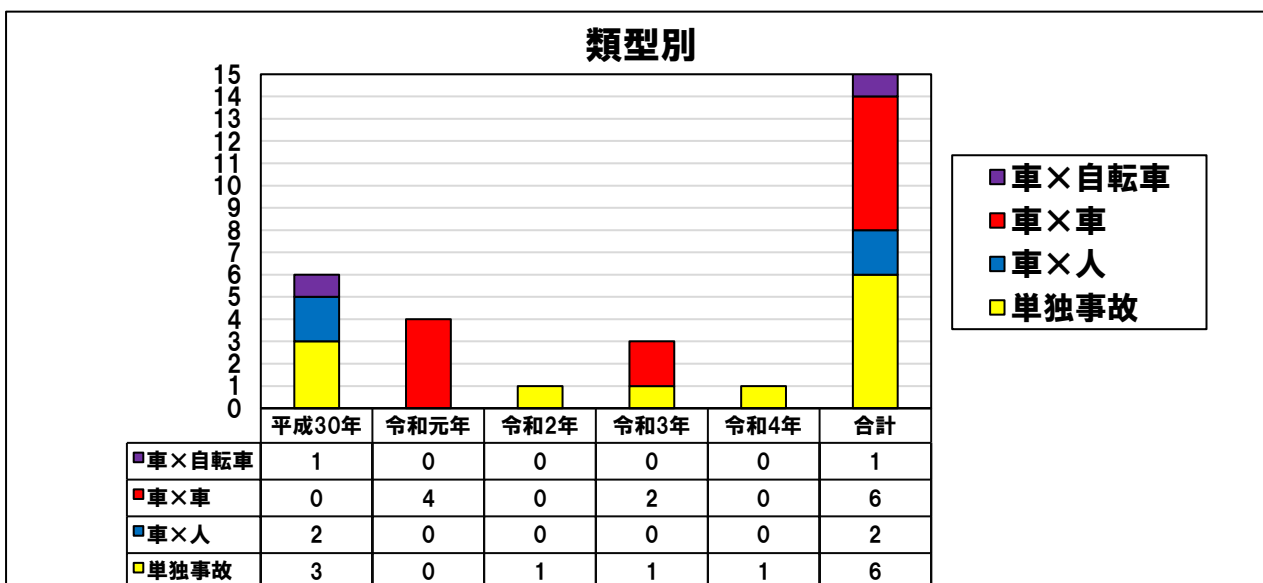


年齢層	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	合計
平成30年から令和4年の死者数(人)	0	3	0	0	2	10	15

イ. 類型別発生状況

類型別発生状況を見ると、「車×車」及び「単独事故」が6件と多く発生しています。また、この内自転車が関係するものは平成30年の1件のみでした。

図8：印西市の交通死亡事故 類型別発生状況



(2) 交通人身事故の特徴（令和4年）

ア. 原因者の性別及び年齢層別発生状況

原因者の男女別発生状況を見ると、男性が146件、女性が60件で男性が女性の約2.4倍の割合となっています。

また、年齢層別発生状況を見ると、65歳以上の67件が最も多く、次いで20歳～29歳の38件、40歳～49歳及び50歳～59歳の28件となっています。

表7：印西市の交通事故 原因者の性別及び年齢層別発生状況

年齢層	男性（件）	女性（件）	合計（件）
0～12歳	1	0	1
13～15歳	0	0	0
16～19歳	2	1	3
20～29歳	32	6	38
30～39歳	16	8	24
40～49歳	18	10	28
50～59歳	19	9	28
60～64歳	7	10	17
65歳以上	51	16	67
合計	146	60	206 (218)

※印西市の交通事故原因者の性別及び年齢層別発生状況については、原因者が不明のケースが12件あり、それを含めると合計は218件となります。

イ. 類型別発生状況

類型別発生状況を見ると、「車対車」の事故が108件と最も多く発生しています。次いで、「車対自転車」の事故が52件、「車対歩行者」の事故が35件「車対二輪車」の事故が15件となっています。

自転車に関連する事故を見ると、「車対自転車」の事故が52件、「二輪車対自転車」の事故が2件、「自転車対自転車」の事故が3件、「自転車対歩行者」の事故が1件で合計58件発生しており、全体の約27%を占めています。

表8：印西市の交通事故 類型別発生状況

類型	車対車	車対二輪車	車対自転車	車対歩行者	二輪車対二輪車	二輪車対自転車	二輪車対歩行者	自転車対自転車	自転車対歩行者	その他単独	合計
件数（件）	108	15	52	35	0	2	0	3	1	2	218

第4章 第2次印西市自転車安全総合推進計画における取組の 効果検証及び指標の設定

1 第2次印西市自転車安全総合推進計画における取組の効果検証

第2次印西市自転車安全総合推進計画（以下「第2次計画」という。）の策定にあたり、「自転車交通事故件数の削減」、「自転車交通事故による死傷者数の削減」、「交通安全教室参加者数の増加」及び「放置自転車数の削減」の4項目を成果指標としてきました。第2次計画における目標値の達成状況は下記のとおりです。

表9：第2次計画の検証

指標名	計画時の 数値 (令和元年)	目標値	実績値	実施した主な施策
自転車交通事故 件数の削減	37件	33件以下 (10%以上削減)	令和元年 42件 令和2年 27件 令和3年 28件 令和4年 58件 平均件数 39件	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページや広報紙、行政回覧等を使った自転車のマナーアップやヘルメット着用及び自転車保険の加入促進に向けた周知活動 ・印西警察署と連携した、自転車マナー向上活動 ・毎月15日の自転車安全の日街頭啓発 ・市内の幼稚園、保育園等小学校、中学校を対象に交通安全教室を開催 ・高齢者を対象とした交通安全、防犯教室を開催
自転車交通事故 による死者数の 削減	0人	0人	令和元年 0人 令和2年 0人 令和3年 0人 令和4年 0人 平均人数 0人	
交通安全教室参 加者数の増加	7,137人	7,851人以上 (10%以上増加)	令和元年 8,172人 令和2年 未実施 令和3年 514人 令和4年 5,903人 平均人数 4,863人	
放置自転車数の 削減	170台	153台以下 (10%以上削減)	令和元年 89台 令和2年 58台 令和3年 55台 令和4年 63台 平均台数 66台	

《検証結果について》

- ・自転車交通事故件数の削減については、計画時の数値から10%以上削減（33件以下）という目標に対し、過去4年の平均件数は39件と、目標値は達成できませんでした。
- ・自転車交通事故による死者数の削減については、0人という目標に対し、過去4年とも0人と、目標値を達成しています。
- ・交通安全教室参加者数の増加については、計画時の数値から10%以上増加（7,851人以上）という目標に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため未実施だった令和2年を除く過去3年の平均参加者数は4,863人と、目標値は達成できませんでした。
- ・放置自転車数の削減については、計画時の数値から10%以上削減（153台以下）という目標に対し、過去4年の平均台数は66台と、目標値を達成しています。

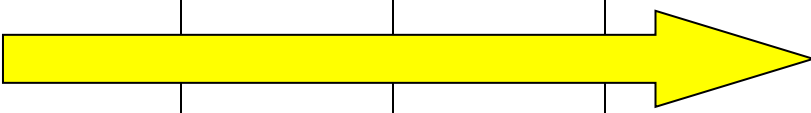
2 指標の設定

第3次印西市自転車安全総合推進計画の策定にあたり、施策に対する成果指標として、「自転車交通事故件数の削減」、「自転車交通事故による死者数の削減」、「交通安全教室参加者数の増加」及び「放置自転車数の削減」の4項目を設定し、引き続き推進していきます。

① 自転車交通事故件数の削減

第2次計画の自転車交通事故件数の令和元年から令和4年の平均値である39件を基準に、令和6年から令和10年までの5年間で、自転車の交通事故件数を平均で10%以上削減し、5年間の事故件数の平均値が35件以下となることを目標とします。

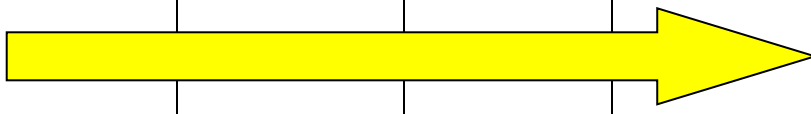
※参考 令和5年11月末現在の市内自転車交通事故件数 51件

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
目標					事故件数を 10%以上削減 (35件以下)

② 自転車交通事故による死者数の削減

令和6年から令和10年までの各年において、自転車事故による死者数を0人とすることを目標とします。

※参考 令和5年11月末現在の市内自転車交通事故による死者数 0人

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
目標					自転車事故 死者数0人



いんざい君©2011 Inzai City




交通指導員による街頭啓発の様子
(印西市文化ホール周辺)

③ 交通安全教室参加者数の増加

第2次計画の目標値である7,851人は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため達成できませんでしたが、引き続き令和6年度から令和10年度までの5年間で、交通安全教室参加者数を平均で7,851人以上となることを目標とします。

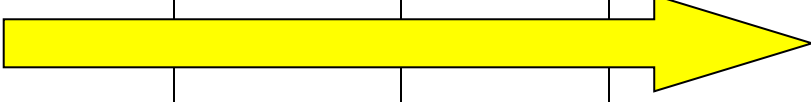
※参考 令和5年11月末現在の市内交通安全教室参加者数 6,350人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
目標					参加者数を増加 (7,851人以上)

④ 放置自転車数の削減

第2次計画の放置自転車撤去台数の令和元年度から令和4年度の平均値である66台を基準に、令和6年度から令和10年度までの5年間で、放置自転車撤去台数を平均で10%以上削減し、5年間の撤去台数の平均値が59台以下となることを目標とします。

※参考 令和5年度11月末現在の市内放置自転車の撤去台数 70台

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
目標					放置自転車数を 10%以上削減 (59台以下)



放置自転車の様子



放置自転車の巡視の様子

第5章 自転車安全・安心利用の促進に関する施策

交通安全教育や交通ルール・マナーの周知徹底による自転車の安全利用に関する意識の啓発、自転車損害賠償保険等への加入、ヘルメット着用の促進、放置自転車対策等について、関係機関等と協力して引き続き重点的に進めていきます。

I 自転車安全利用教育の推進

市内全ての幼稚園、保育園等、小学校、中学校、高校及び一般自転車利用者を対象に、関係機関等と連携を図りながら交通安全教室を開催し、交通事故防止の推進に引き続き努めます。

(1) 幼稚園、保育園等、小学校、中学校、高校における交通安全教育

幼稚園、保育園等では、保護者にも交通安全教室への参加を促し、園児には、横断歩道の渡り方や交通ルール・マナーの習得、加えて保護者には、自転車の安全な乗車方法や自転車事故の現状等について理解を深めていただき、家庭内でも交通安全の意識を高められるよう努めます。

市内全小中学校に加え、高校では、自転車を利用する上で必要なルールやマナーの講話と自転車点検、安全な乗り方の実技指導を行う交通安全教室を開催し、交通安全の意識向上を図ります。

また、事故を起こした場合の責任の重さ、自転車保険の加入の必要性、事故を起こさないためにはどうしたらよいか等、一步踏み込んだ内容についても言及し、加えて市内中学校においてはスケアードストレイト事業を開催し、交通安全の意識啓発を行います。



小学校での交通安全教室の様子



中学校でのスケアードストレイトの様子

(2) 一般自転車利用者に対する交通安全教育

社会人等の一般の自転車利用者に対しては、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、事故を起こした場合の責任の重さを認識するとともに、被害者にも加害者にもならないよう、交通事故防止の意識啓発を行います。

特に、超高齢社会を迎えている日本においては、高齢者の交通事故が増えておりその対策への取り組みが一層必要となります。

自転車での事故は死亡事故につながりやすいため、市内の高齢者クラブの会合等に出向き、交通安全の講話を行い、自転車の安全利用や自転車用ヘルメットの着用の重要性等について啓発していきます。

2 交通ルール・マナーの向上及び自転車の整備・点検の啓発

自転車の基本的な交通ルールである「自転車安全利用五則」の遵守やマナーの向上、自転車の定期的な整備・点検の必要性について、今後も交通安全運動期間、毎月15日の「自転車安全の日」や交通安全教室等において、関係機関等と連携しながら啓発を行うとともに、市の広報紙・ホームページや自転車駐車場等でのリーフレットの配布、ポスター掲示等を行っていきます。

(1) 自転車安全利用五則の遵守について

自転車に乗る上で守るべきルールの中で、特に重要な自転車安全利用五則を遵守することについて啓発していきます。

～自転車安全利用五則～

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

※市条例では幼児・児童の着用は義務。その他全ての自転車乗用車は、ヘルメットを着用するよう努めることと規定しています。



内閣府



(2) 自転車の定期的な整備・点検の必要性

自転車を継続して安全に利用していくためには、日ごろの整備・点検が欠かせません。ブレーキはしっかり効くか、タイヤの空気圧は不足していないか、ハンドルは曲がっていないか、チェーンは外れていないか、反射材はきちんと付いているか、ベルは鳴るか等、自ら点検するとともに必要に応じて、自転車業者の点検を受けることが重要であることを啓発していきます。

また、小・中学生に対しては「ぶたはしゃべる」の合言葉を使って自転車の自己点検を行うよう指導します。



いんざい君©2011 Inzai City



3 自転車保険への加入促進

千葉県では、令和4年7月1日から「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、自転車保険の加入が義務となりました。

印西市では、「印西市自転車の安全・安心利用に関する条例」において、自転車保険の加入義務が定められています。

自転車利用者が運転中の事故で歩行者等を負傷させたり、器物を壊したりした場合には、民事上の損害賠償責任を問われます。

下記の表10のアンケート結果を見ると、自転車保険に加入している人の割合は、年々増加傾向にあることが見受けられます。

加害事故については、保護者に賠償責任が及び、高額な損害賠償が請求されるケースもあります。

このため、自転車保険への加入について市の広報紙・ホームページや交通安全教室等を通じて周知を図るとともに、関係機関等とも連携し、加入を促進していきます。

表10：千葉県自転車保険に関するアンケート

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
自転車保険を知っている人の割合 (%)	91.7	95.6	86.2	94.6
自転車保険に加入している人の割合 (%)	51.7	60.5	59.2	66.0

～高額賠償事例～

判決認容額 (※) 9, 521万円

【事故の概要】

男子小学生 (11歳) が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性 (62歳) と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所：2013年7月4日判決)

判決認容額 (※) 9, 266万円

【事故の概要】

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し対向車線を自転車で直進してきた男性会社員 (24歳) と衝突。男性会社員に重大な障害 (言語機能の喪失等) が残った。

(東京地方裁判所：2008年6月5日判決)

(※) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です (金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

出典：一般社団法人 日本損害保険協会ホームページ

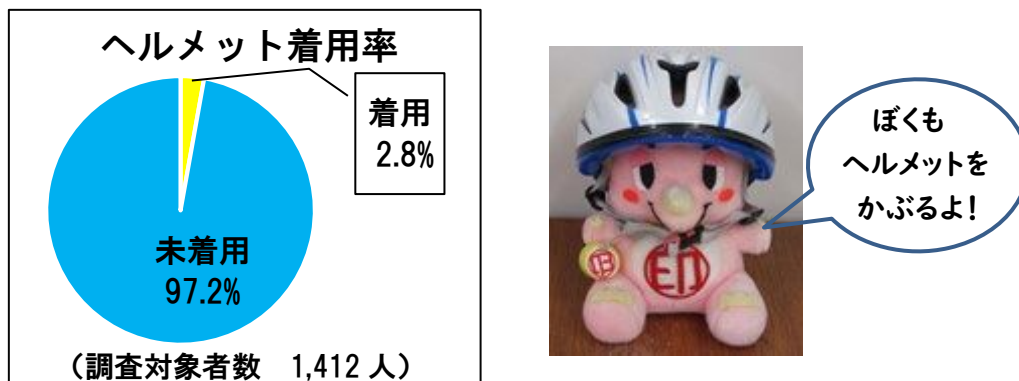
4 自転車乗車用ヘルメットの着用促進

令和5年4月1日の道路交通法の一部改正により、全国で自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

印西市では、「印西市自転車の安全・安心利用に関する条例」において、自転車に乗車するときにはヘルメットの着用を努めるよう条例に定められていることから、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進していきます。

下記の図9を見ると、令和5年10月に行った自転車乗車用ヘルメット着用状況調査においては、着用率が3%と低い調査結果となりました。

図9：印西市自転車駐車場利用者ヘルメット着用状況（令和5年10月）



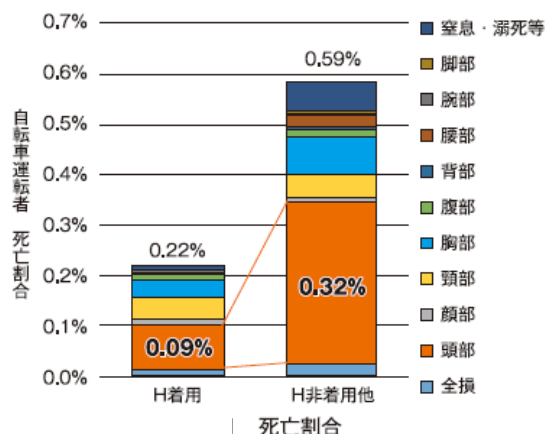
下記の図10のグラフにおいて「H着用」とは、ヘルメットを着用し離脱無しを意味しています。それ以外、非着用や着用していても事故時に離脱した場合などを「H非着用他」としています。

「H着用」の死亡割合は0.22%で、「H非着用他」では0.59%と約2.7倍となっていることがわかります。

そこで自転車通学をする児童生徒については、通学用ヘルメットを貸与し、通学時の安全を図るとともに交通安全教室の中で事故時のヘルメット着用の重要性等について周知していきます。

また、一般の利用者についても街頭啓発や機会を捉えて帽子用ヘルメット等の展示、市のホームページ等で着用促進について周知し、交通安全講話や交通安全運動など、乗車時のヘルメット着用を促進していきます。

図10：ヘルメット着用状態別の死亡割合（平成27年～平成30年）



出典：イタルダインフォメーション

(※) 図10は、平成27年から平成30年までの4年間の自転車運転者数を基に死亡の割合をグラフ化したものです。

5 悪質危険な自転車運転者に対する交通指導に向けた警察との連携の強化

平成27年6月1日の道路交通法の改正により危険運転を繰り返す自転車運転者に、安全講習が義務付けられました。

市内においても、危険運転や違反をしている自転車利用者に対して、印西警察署による指導取り締まりが強化されているところです。

市としましては、引き続き、交通ルールやマナー、自転車安全利用五則の遵守について啓発を行い、自転車利用者の安全意識の向上を図ります。

特に、千葉ニュータウン中央北地区のイオンモール千葉ニュータウン店周辺の交差点や歩道については、通学児童の増加に伴い、接触事故等の危険性が高まっているため、同所を自転車に対する街頭啓発等を重点的に実施する自転車安全安心利用啓発重点地区に指定し、自転車マナーの向上に努めていきます。

6 自転車走行環境の向上

自転車が安全に車道を走行するためには、自転車の走行環境が整備されている必要があります。

市内においても、千葉ニュータウン中央北地区の車道に、自転車ナビライン設置や自転車歩行者道の色分け等の整備がされています。

今後も、自転車が安全に走行できる環境について啓発重点地区等の現場を調査し、より良い環境整備について関係機関等と連携し、検討していきます。

7 放置自転車対策

市内では、令和4年度63台の放置自転車が撤去されました。

(5ページ表4：令和元年度～令和4年度に撤去された市内の放置自転車数 参照)

今後も、放置自転車の減少に向け、特に、駅周辺については、自転車利用者の多い通勤通学時及び買物時間帯における放置自転車の巡視活動を行います。

また、放置自転車クリーンキャンペーンの街頭啓発や、ポスターの掲示等により自転車駐車場へ駐車するよう促すとともに、自転車等放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは撤去を行い、放置自転車対策の強化を図ります。

10月1日～11月30日

首都圏放置自転車クリーンキャンペーン

やめよう自転車の放置

国民活動推進課市民安全係
☎33-4435

自転車等放置禁止区域

- 自転車等放置禁止区域
- 自転車駐車場

このキャンペーンは、自転車の利用増大に伴い、首都圏の各駅周辺に無秩序に自転車が放置され、社会問題となっている状況を受け、放置自転車問題を広く訴えるため、関係機関や団体が相互に協力して実施するものです。

市では、きれいで快適な駅前空間を実現するため、駅周辺を「自転車等放置禁止区域」(図参照)に指定しています。

この区域に放置された自転車、原動機付自転車(総排気量50cc以下)は、随時撤去されます。マナーを守り、美しい駅前空間をつくりましょう。

木下駅周辺

- 木下駅北口自転車駐車場
- 木下駅
- 木下駅南口自転車駐車場

千葉ニュータウン中央駅周辺

- 千葉ニュータウン中央駅
- 千葉NT中央駅南口自転車駐車場
- 千葉NT中央駅北口自転車駐車場

小林駅周辺

- 小林駅北口自転車駐車場
- 小林駅
- 小林駅南口自転車駐車場

印西牧の原駅周辺

- 印西牧の原駅北口自転車駐車場
- 印西牧の原駅
- 印西牧の原駅南口自転車駐車場

印旛日本医大駅周辺

- 印旛日本医大駅
- 印旛日本医大駅前第一自転車駐車場

資料

目次

資料1 印西市自転車等の安全・安心利用に関する条例 1

資料2 印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に
関する条例 6

改正

平成28年3月17日条例第10号

令和4年6月24日条例第8号

印西市自転車の安全・安心利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自然豊かな本市において、環境に優しく、身近な交通手段である自転車の安全かつ安心な利用を促進するため、自転車利用者の運転意識及び自転車損害賠償保険等（自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。以下同じ。）の加入率の向上並びに自転車を安全かつ快適に利用できる環境の整備及び自転車に起因する事故の未然防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 関係団体 交通安全の確立を目的とした活動を行う団体（町内会、自治会その他地域的な共同活動を行う団体を含む。）をいう。
- (5) 学校長 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長をいう。
- (6) 幼児 6歳未満の者をいう。
- (7) 児童 6歳以上13歳未満の者をいう。
- (8) 生徒 13歳以上16歳未満の者をいう。
- (9) 高齢者 65歳以上の者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。

- (1) 自転車の安全な利用に関する意識の啓発
- (2) 自転車利用者が自転車の安全な利用に関する講習を受けやすい環境の整備
- (3) 自転車の安全な利用に関する市民等への教育
- (4) 自転車利用者による自転車の点検整備の促進
- (5) 自転車損害賠償保険等への加入の勧奨及び情報提供
- (6) 警察、市内で自転車の小売又は小売及び修理を業とする者（以下「自

転車小売業者」という。)並びに関係団体が行う自転車の安全な利用に関する活動の支援

(7) 十分な安全性を有すると認められる乗車用ヘルメットの普及を図るための情報の提供その他の必要な措置

(8) 反射材の普及を図るための情報の提供その他の必要な措置

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、自転車が軽車両であることを自覚し、年齢や体力に応じた安全な利用を心がけ、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りでない。

(1) 車道通行を原則とし、歩道を通行することが認められる場合は、歩行者の通行を妨げないこと。

(2) 車道通行の際は、当該車道の左側を通行すること。

(3) 酒気を帯びて運転しないこと。

(4) 他の者を乗車させて運転しないこと。

(5) 他の自転車と並進しないこと。

(6) 携帯電話、イヤホン(補聴器を除く。)又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。

(7) 商店街、商業施設等を通行しようとするときは、歩行者の通行を優先し、必要に応じて自転車を押して歩くこと。

(8) 傘を差す等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転をしないこと。

(9) 夜間において、無灯火で運転しないこと。

(10) 信号機の無い交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。

(11) 自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。

(12) 前各号に掲げるもののほか、歩行者及び他の車両に危険を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。

2 自転車利用者は、市、警察、自転車小売業者及び関係団体が行う自転車の安全な利用に関する事業に協力し、積極的に参加するよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、自らが利用する自転車について安全の確保ができるよう定期的に点検し、必要に応じて整備するよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自転車の安全な利用の方法及び自転車損害賠償保険等について理解を深め、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者の役割)

第6条 自転車小売業者は、事業活動を通じて、自転車利用者に対して自転車の安全な利用、点検整備等について、適切な助言を行うよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、市、警察及び関係団体が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第7条 関係団体は、自らの交通安全に関する活動を積極的に行うとともに、市、警察及び自転車小売業者が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校長の責務)

第8条 学校長は、自転車の安全な利用に関する教育の場の提供その他市又は警察が行う自転車の安全な利用に関する施策への協力に努めなければならない。

2 学校長は、児童若しくは生徒の自転車による通学又は学校行事等への参加を認める場合は、対象となる児童若しくは生徒並びにこれらの者の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。以下同じ。)に対して、自転車の安全な利用に関する指導及び自転車損害賠償保険等の加入の勧奨に努めなければならない。

(乗車用ヘルメット)

第9条 自転車を運転する者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車を運転する者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児又は児童を乗車させるときは、当該幼児又は児童に乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない。

3 幼児又は児童を保護する責任のある者は、当該幼児又は児童が自転車(小児用の自転車を含む。)に単独で乗車するときには、乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない。

4 生徒を保護する責任のある者は、当該生徒が自転車に乗車するときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

5 高齢者の家族は、当該高齢者が自転車を運転するときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(自転車に係る利用環境の向上)

第10条 市は、国、千葉県、市民等、自転車小売業者及び関係団体と協働し、自転車に係る利用環境の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第11条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。
- 3 自転車の貸付を業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、その貸し付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。
- 4 自転車を事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

（自転車損害賠償保険等の加入の確認等）

第12条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、その自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車小売業者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

- 2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 市内で事業を営む者は、その従業員のうちに、自転車を利用して通勤する者がいるときは、当該従業員に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該事業を営む者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該従業員に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（学校における自転車損害賠償保険等の情報提供）

第13条 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校の設置者は、在学する児童、生徒又は学生及びこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（計画の策定）

第14条 市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画（以下「自転車安全総合推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 自転車安全総合推進計画には、交通安全教育に関する事項、広報啓発に関する事項、自転車に係る利用環境の向上を図るための整備に関する事項その

他の自転車の安全な利用の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

3 自転車安全総合推進計画を定めるに当たっては、国、千葉県、関係団体及び市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、計画を定めた際には遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第15条 市は、自転車の安全な利用の促進と利用環境の向上に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成28年3月17日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日条例第8号)

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

○印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例
平成6年12月14日条例第27号

改正

平成8年3月26日条例第5号

平成18年12月15日条例第33号

平成31年3月22日条例第18号

印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 自転車等の放置防止（第9条—第16条）

第3章 自転車等駐車場の附置義務（第17条—第29条）

第4章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、自転車等の放置防止及び自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の附置義務について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （2）自転車等 自転車及び原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- （3）利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。
- （4）駅前広場等 駅前広場、道路、公園、緑地その他の公共の用に供する場所をいう。
- （5）放置 自転車等が駐車を認められた場所以外の駅前広場等に置かれ、かつ、自転車等の利用者等が、当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。
- （6）自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- （7）店舗面積 施設の床面積のうち、当該施設の用途に応じて規則で定める部分に係るものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、自転車等駐車場の設置、自転車等の適正な駐車に係る指導啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等総合的な自転車等の放置防止対

策の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の駐車秩序に関する意識の向上に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(利用者等の責務)

第5条 利用者は、自転車等を放置しないように努めなければならない。

2 自転車の所有者は、当該自転車に自己の住所及び氏名を明記し、法第12条第3項の規定による防犯登録を受けなければならない。

(小売業者の責務)

第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車に所有者の住所及び氏名を明記すること並びに法第12条第3項の規定による防犯登録を受けることの勧奨に努めなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第7条 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺において、市が実施する自転車等の放置防止対策のための施策に協力しなければならない。

(施設設置者の責務)

第8条 官公署、学校、図書館その他の公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場、学習塾その他の自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者の利便に供するため必要な自転車等駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

2 前項に掲げる施設の設置者は、市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 自転車等の放置防止

(放置禁止区域の指定)

第9条 市長は、駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下を防止するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある区域を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による放置禁止区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

(放置禁止区域の変更等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合に準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第11条 利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第12条 市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域から自転車等駐車場その他放置禁止区域外の適切な場所へ移動するよう命ずることができる。

2 市長は、自転車等の利用者等が前項の規定による措置にもかかわらず、当該自転車等が規則で定める時間を超えて放置されているときは、当該自転車等を撤去し、あらかじめ定めた場所（以下「保管場所」という。）に保管することができる。

（放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置）

第13条 市長は、放置禁止区域外の駅前広場等において自転車等が放置されていることにより、歩行者等の通行障害が生じていると認められるとき、災害時における緊急活動を妨げるおそれのあると認められるとき、その他良好な生活環境を維持するため必要があると認められるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該場所に自転車等を放置しないよう警告することができる。

2 市長は、前項の規定による措置を行ったにもかかわらず、当該場所において規則で定める期間を超えて、なお移動されることなく放置されている自転車等については、当該自転車等を撤去し、保管場所に保管することができる。

（腕章の着用）

第14条 第12条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を撤去する者は、その身分を示す腕章を着用しなければならない。

（保管自転車等の措置）

第15条 市長は、第12条第2項又は第13条第2項の規定により自転車等を保管したときは、法第6条第2項の規定により、その旨を公示しなければならない。この場合において、市長は、規則で定めるところにより、その利用者等に当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、法第6条第3項の規定により、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管するものとする。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第12条第2項又は第13条第2項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、法第6条第4項の規定により、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

（費用の徴収）

第16条 市長は、第12条第2項又は第13条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、法第6条第5項の規定により、それに要した費用を当

該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、費用の全部又は一部を減免することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、次の表のとおりとする。

種別	金額	
自転車	1台につき	2,140円
原動機付自転車	1台につき	4,280円

第3章 自転車等駐車場の附置義務

(指定区域)

第17条 法第5条第4項の規定により条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域とする。

(施設を新築する場合の自転車等駐車場の設置)

第18条 指定区域内において、次の表中(ア)欄の用途に供する施設で、(イ)欄の規模のものを新築しようとする者は、(ウ)欄により算定した規模の自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

(ア)	施設の種類	百貨店、スーパーマーケット	銀行	遊技場	学習塾
(イ)	施設の規模	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積が300平方メートルを超えるもの
(ウ)	自転車等駐車場の規模	新築に係る店舗面積20平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)	新築に係る店舗面積25平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)	新築に係る店舗面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)	新築に係る店舗面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)

(複合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

第19条 前条の表中(ア)欄の2以上の用途に供する施設(以下「複合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車等駐車場の規模を同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、前条の規定を適用する。

(大規模な施設に係る自転車等駐車場の規模)

第20条 店舗面積が5,000平方メートルを超える施設(複合用途施設を除く。)を新築する場合には、第18条の規定にかかわらず、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分について、同条の表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模に、店舗面積が5,000平方メートルを超える部分について同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模とする。

2 複合用途施設で各用途の店舗面積の合計(以下この項において「合計面積」という。)が5,000平方メートルを超えるものを新築する場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積とみなして同項の算定方法を用いて算出した規模をもって、前条の自転車等駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の自転車等駐車場の設置)

第21条 次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち、当該施設の敷地について指定区域が定められる前に増築された部分を除く。)をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現にこの条例の規定により設置されているとみなすことができる自転車等駐車場の規模を控除した規模の自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

(1) 第18条の表中(ア)欄の用途に供する施設についての同表中(イ)欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

(2) 複合用途施設となる増築又は複合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築とみなして用途ごとに第18条の表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

(その敷地が指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置)

第22条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設の全部について第18条から前条までの規定を適用する。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第23条 第18条から第21条までの規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車等駐車場の設置の届出)

第24条 第18条から第21条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

(自転車等駐車場の管理)

第25条 第18条から第21条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第26条 市長は、この章の規定を施行するため、必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第27条 市長は、第18条から第21条、第23条又は第25条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

3 前項の規定による措置命令書の様式は、規則で定める。

(罰則)

第28条 第27条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第24条の規定に違反した者及び第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第4章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定区域（施設の敷地が指定区域の内外にわたるときにあっては、指定区域外の区域を含む。）内において施設の新築又は増築に係る工事に着手している者については、第18条から第21条までの規定は適用しない。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日 条例第 5 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 15 日 条例第 33 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の印西市自転車等の放置禁止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例第 16 条第 2 項の表は、施行日以後に自転車等を撤去し、保管した場合について適用し、施行日前に自転車等を撤去し、保管した場合は、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日 条例第 18 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に自転車等を撤去し、保管した場合について適用し、同日前に自転車等を撤去し、保管した場合は、なお従前の例による。